

## 10月11日(月)～20日(水)は 安全・安心まちづくり旬間

県内では10月11日～20日の間、安全・安心まちづくり旬間を実施します。

犯罪は、日常生活のいたるところで発生する恐れがあり、空き巣やひったくりに加え、近年では振り込め詐欺などの被害も増加しています。

こうした犯罪を未然に防ぐには、家族や近隣住民などの地域における連携や、「自分の安全は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という犯罪を許さない気持ちが重要です。市民総ぐるみで安全で安心なまちづくりを実現させましょう。

**担当** 市安全安心まちづくり推進協議会事務局（市民協働課内）  
☎046(252)8158 FAX046(255)3550

## 特殊詐欺対策電話機器 購入費補助制度

市では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺を未然に防止し、市民の財産を守ることを目的として、特殊詐欺対策電話機器を購入する方へ補助金を交付します。詳しくは担当へお問い合わせください。

- 対象機器** 全国防犯協会連合会推奨機器および市が認めた特殊詐欺対策電話機器で、補助金交付決定後に購入したもの  
※補助金交付決定前に購入したものは補助対象となりません。
- 補助額** 対象経費の2分の1（上限5千円）
- 補助対象** 本人または同一世帯に属する方がこの補助の交付を受けていない70歳以上の市内在住者（市税の滞納がない方）
- 受付期間** 令和4年1月31日（月）まで
- 申込方法** 市役所3階市民協働課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、添付資料を添えて直接担当へ

**担当** 市民協働課 ☎046(252)8158 FAX046(255)3550

## 人間ドック受検者への一部助成

生活習慣病リスクの早期発見と重症化予防を目的として、受検結果の提供に同意できる方へ1万円を上限に人間ドック受検費用の一部を助成しています（特定健康診査と重複受診不可）。

助成の対象となる市指定医療機関は、担当へお問い合わせください。

- 対象** 次の全てを満たす方
  - ・4月1日から受検日まで継続して国民健康保険に加入する40～74歳の方
  - ・世帯が国民健康保険税および市税を滞納していない
  - ・受検結果の提供に同意できる（保健指導などに利用予定）
- 申込方法** 受検前に、対象者へ郵送した特定健康診査受診券、国民健康保険被保険者証を直接担当へ（2週間以内に国民健康保険税などを納付した方は領収書などを持参）

**担当** 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043

## 10月に納めていただくのは

▽市・県民税（第3期）▽国民健康保険税（第5期）▽介護保険料（第5期）▽後期高齢者医療保険料（第4期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ）。

## 企画展「座間市50年のあゆみ」

市が11月1日（月）に市制施行50周年を迎えるに当たり、その移り変わりを昭和・平成の写真やデータなどで紹介します。

- とき** 10月13日（水）～26日（火）午前8時30分～午後5時15分
- ところ** 市役所1階アトリウム



旧市庁舎(昭和46年)



建設中の市庁舎(平成5年)

**担当** 生涯学習課 ☎046(252)8431 FAX046(252)4311

## 家族セミナー 「家族会から話を聞く」

- とき** 10月19日（火）午後2時～4時
- ところ** みんなの居場所ここから（相武台1-35-6三裕ビル2階）
- 内容** 市内で活動する引きこもりの家族会から活動内容などを学ぶ
- 講師** さんまの会 佐伯千里さん
- 定員** 15人（申込順）
- 申込方法** 10月18日（月）までに電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ
- 問い合わせ先** みんなの居場所ここから ☎046(244)6434 FAX046(204)7625

**担当** 生活援護課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043

## 10月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時（第2水曜日（13日）は午後のみ）	市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士	12日夜13日、19日夜20日、26日夜27日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可）市役所1階広聴人権課内相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しくください。
分譲マンション（近隣・管理組合）	8日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（7日まで受け付け）
行政書士（遺言書等作成）	14日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
司法書士（登記・少額訴訟）	15日	4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分
交通事故	19日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
行政（国に対する要望）	21日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
税理士	22日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	28日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	12日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時（電話相談のみ、事前予約制） 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
女性（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
駐留軍離職者	21日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） 毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人ですべて予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自立サポート	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活援護課 担当 生活援護課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児童（子育て）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教育（子どもいじめホットライン）	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時、毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時（電話のみ）	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311